

# 令和8年度 小林市結婚新生活支援事業補助金

♡結婚新生活を応援♡  
最大30万円を補助します



住宅賃借費用(敷金・礼金・共益費・仲介手数料含む)



住宅取得費用



リフォーム費用



引越費用(業者へ支払った費用)



小林市では、結婚をきっかけとした新生活のスタートを応援するため住宅取得費等の費用の一部を補助しています。

まずは、お気軽に市こども課窓口へご相談ください！

## ○主な補助要件○

- ① 結婚の時期 令和8年1月1日から令和9年3月31日まで(婚姻届受理日)
- ② 夫婦の年齢 婚姻届提出時点で、ご夫婦がともに39歳以下
- ③ 夫婦の所得 ご夫婦それぞれの所得の合計額が500万円未満
- ④ 夫婦の住所 補助金申請日時点で、市内に住所があり、その住所に新生活をおくる住宅がある。
- ⑤ 講座の受講

※上記のほかにも要件があります。

## ○ご確認ください○

- ① 申請方法など詳細は、市HPでご案内しています。
- ② 申請前に、裏面もご確認ください。
- ③ 予算額に達した時点で申請の受付を終了する場合があります。
- ④ 内容によって、費用として対象となる期間が異なります。詳しくはお問い合わせください。

## 小林市結婚新生活支援事業補助金に関するお問い合わせ

小林市役所 こども課

☎ 886-8501 小林市細野300番地

☎ 0984-23-1278 (平日8:30~17:15)



【小林市結婚新生活支援事業HP】